

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成27年2月18日(水)

開会 13時30分

閉会 14時53分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 前田光久委員長、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、山口千代己教育長

欠席者 森脇健夫委員

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員・施設担当) 福永和伸

次長(学習支援担当) 山口顕、次長(育成支援・社会教育担当) 長谷川耕一

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 宮路正弘、班長 辻成尚

主幹 坂本克明

予算経理課 課長 中西秀行、課長補佐兼班長 柏屋典生

教職員課 課長 梅村和弘、班長 岡村芳成、主幹 田中宏明

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、主査 伊野美穂子

5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第62号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見について	原案可決
議案第63号 平成26年度三重県一般会計補正予算(第10号)について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 次期三重県教育ビジョン(仮称)の策定状況について
報告2 訴訟事件の判決の確定について
報告3 第三次三重県子ども読書活動推進計画(最終案)について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

委員5名のうち4名の出席により、会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成27年1月30日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第63号は県議会提出前であるため、報告2は内容に個人情報が含まれるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第62号を審議し、公開の報告1及び報告3の報告を受けた後、非公開の議案第63号を審議し、非公開の報告2の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第62号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見について（公開）
(荒木教育総務課長説明)

議案第62号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見について、別紙のとおり提案する。平成27年2月18日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定により、三重県議会議長から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚めくっていただき、意見（案）ということで、「適当と認める。」という案を用意しております。説明は、後でいたします。

裏面が、三重県議会議長からの意見の伺いの文書です。

今回の意見につきましては、5ページの地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第24条の2第1項の規定ですが、これは職務権限の特例で、スポーツや文化については、本来、教育委員会が所管すべきですが、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が執行することができるという規定です。その第2項において、議会については、この条例を制定なり改廃を議決する前に、教育委員会の意見を聴かなければならないという規定がございまして、この規定に基づき、今回の意見照会がありました。

条例については、6ページをご覧ください。今回、国の法律が変わりまして、これに関係する法律が、条ずれを起こしております。「第24条の2」から「第23条」へ変わっているということで、それに伴い、この条例についても、同様に、この部分の一部改正をする条例改正案を既に県議会に出ささせていただいております。

1ページに戻っていただきます。具体的には1ページで、この整備条例案がございまして。今回のこの部分に係る条例の一部改正については、第1条のところに記載しております。第24条の2を「第23条」に改めるということです。以上のことを踏まえまして、今回の意見照会については、整備条例案の第1条に記載されているものについて、改正内容が条ずれですので、教育委員会としても、これについては適当と認めるという形で、意見を議会に提出したいと考えております。

【質疑】

委員長

この件に関して、ご意見、ご質問はよろしいですか。

岩崎委員

条ずれですから、テクニカルな話ですので。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況について（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況について

次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況について、別紙のとおり報告する。平成27年2月18日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

詳細な説明については、担当推進監から行いますので、よろしく願います。

（宮路教育改革推進監説明）

別紙をご覧ください。次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況について、ご報告いたします。

1ページにありますように、ビジョンの策定にあたりましては、三重県教育改革推進会議における審議とともに、教育委員の皆様方に、お世話になりました「三重の教育を考える県民懇談会」を開催して、意見を聴くなどしながら、進めてまいりました。

この審議を踏まえ、別添のとおり骨格案として、まとめてきたところです。その審議の状況、県民懇談会の開催結果の概要については、下記のとおりということで、三

三重県教育改革推進会議における審議状況につきましては、2つの部会を設けて、全体会とともに合わせて、そのような形で審議をまいりました。第1部会は11月と1月、第2部会は10月と1月、全体会を2月4日に開催し、審議いただきました。

その中の意見につきまして、総論（社会情勢の変化や基本理念）については、県の地方創生総合戦略との整合を図ることとか、少子化対策、県外からの人口流入につながる教育施策をという意見などをいただきました。

また、重点取組方針につきましては、学力の向上にかかわっては、アクティブ・ラーニングの考え方が不可欠である。一方で、教員の力量に負うところが大きいのでモデル校指定等の取組をするべきであるというご意見もいただきました。以下、書かせていただいたような意見が、主な意見です。

2ページをご覧ください。基本施策についても、出された意見につきまして、施策ごとに分類し、記述をしました。時間の関係で、詳細な説明は省かせていただきますが、そのような意見が、教育改革推進会議の中で、出てきております。

また、3ページの中ほどに『「三重の教育を考える県民懇談会」の開催結果』ということで、11月から12月にかけて、県内3地域におきまして、県民の方、延べ54人に参加をいただき、開催いたしました。主な意見として、「三重県の教育や子どもたちに育みたい力について」は、「芸術や家庭などの教育、感性を育むことを大切にしてほしい。」とか、「子どもたちがスキルを身につけるだけでなく、ウィル(Will)＝夢が持てるような教育を行ってほしい。」という意見が出されました。

以下、項目別に「学力・特別支援教育」にかかわっては、「全国学力・学習状況調査のランキングを追うだけではなく、必要な学力がついているかという観点が大切である。」とか、特別支援教育につきましては、「乳幼児期からの特別支援教育を推進するべきである。」というご意見をいただいております。

また、「豊かな心、健やかな体の育成」にかかわっては、「文化芸術活動を大切に、感性を育むこと。」「スポーツに親しみ、体力をつけることが重要である。」というご意見をいただいております。

「教育環境」については、「教員は多忙である。」という意見、それに伴って「学校アシスタントやスクールカウンセラーを充実してほしい。」という意見が多く出されたと感じております。

5ページに「今後の予定」を簡単に書かせていただいておりますが、三重県教育改革推進会議における審議を進めていくとともに、4月から開催されます、総合教育会議での協議を経て中間案を取りまとめ、平成27年10月頃にパブリックコメントを実施したいと考えております。また、平成28年2月の県議会に計画案として、議案を提出したいと考えております。

別添の「三重県教育ビジョン（仮称）【骨格案】」をご覧ください。1ページめくっていただき、目次を見ていただきますと、全体の構成の概要が、目次として示してあります。「はじめに」ということで、「策定の趣旨」から「計画の構成」までをお示しし、第1章として「総論」、前回ご覧いただいたときには、重点取組方針と基本施策は1章の中に含まれる構成としていましたが、章立てをするということで、今回、第1章、第2章、第3章と分けさせていただいております。第2章の「重点取組方針」、

「2（2）体力の向上と学校スポーツの推進」のところは、以前は「学校スポーツの充実」となっておりました。体力に関する内容も必要であるという意見もいただきましたので、今、こういう形で入れさせていただいています。このような構成で「はじめに」の1ページから記述を、まだ、これに少し加筆をしていくことを考えておりますが、骨格として、どのような方向かということで記述をさせていただいています。

「1 策定の趣旨」としましては、教育を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、子どもたちに、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながらも、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくことが求められている。こうしたことに対応して、これまでの三重の教育を継続して一層推進するとともに、新たな課題に対応するための指針として、新しいビジョンを策定して、取り組んでいきたいということで、趣旨を書かせていただいています。

「2 計画の位置づけと対象範囲」ですが、教育基本法に基づいて策定する、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけていきたいと考えております。対象範囲につきましては、学校教育を中心とした公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等に関することと考えております。また、多様な主体と連携して推進する分野についても含めていきたいと考えております。

「3 計画の期間」につきましては、10年先を見据え、平成28年度から平成31年度までの4年間を考えております。

「4 計画の構成」につきましては、章の説明を少し加えさせていただきました。

2ページをご覧ください。2ページは、今の構成を図示したものです。現状としてこういう形の構成になっているというものです。

3ページが、「第1章 総論」として、「1 教育を取り巻く社会情勢の変化」ということで、これは以前にご覧いただきました現状認識の資料から時点修正したもの、一部グラフ等を入れ替えたものなどを加えております。項目だけ簡単に説明をさせていただきます。1つ目として、「人口減少社会、少子高齢社会の進展」ということで、特に三重県でも少子化対策、地方創生ということで取組が進められておりますので、そういう観点の記述をしています。

欄外の脚注で書いていますが、「○は全国の動向、●は三重県の動向」を示しています。

5ページにいきまして、「グローバル化の進展」ということで、グラフは「日本人の海外留学者数の推移」を挙げてあります。

6ページにいきますと、外国人が多いという特色について、グラフ等を挙げております。

7ページには、「ネット社会の進展」ということで、子どもたちにSNSと言われるコミュニケーション手段が浸透してきていることを、現状として挙げております。

8ページでは、「産業構造、雇用環境の変化」ということで、就業者や雇用環境の状況等を挙げております。

9ページでは、「学力格差と貧困の連鎖」ということで、世帯収入と学力の関係のグラフ等を掲載しております。

10ページでは、「子どもたちの安全確保への対応」ということで、防災対策、耐

震対策、登下校中の安全対策等を記述しております。

11ページが、「三重の教育宣言」ということで、前に説明文を加えまして、教育環境が大きく変化する中、学校、家庭だけでなく、地域社会全体がこれまで以上に教育に携わっていくことが大切であるということ、県民総参加の教育を一層推進していくために、今後の三重の教育の方向性を「三重の教育宣言」として掲げ、理念としていきたいということを書いてあります。

教育宣言につきましては、1～3番までの方針にあたる部分の語尾が、少し前回と変わっております。前は語尾が「育てます」という言葉でしたが、「育みます」という言葉に修正しています。

12～13ページは、「三重の教育宣言」の中に込める思いを説明する内容を若干入れてあります。これは、今後、加筆をしていく必要があると考えております。

14ページをご覧ください。「第2章 重点取組方針」です。「1 重点取組方針の考え方」としまして、子どもたちの可能性を引き出すために優先度の高い課題、あるいは10年先を見据え、いま手を打っておくべき課題について、「重点取組方針」として、計画期間中に特に注力して取り組んでいくという考え方を示しております。

「2 計画期間中に特に注力する取組」として、「(1)学力の向上」から「(5)誰もが安心できる学び場づくり」まで、ここに、書かせていただいている記述については、後ほど説明させていただきますが、各重点取組の背景や取組の概要、取組の方針等を簡潔に記述しています。

17ページをご覧ください。骨格案では、重点取組方針のところをシート形式として整理しておりますので、1番目に重点取組名がありまして、その取組の背景、取組の方針、基本的な考え方等を記載します。それから、主な取組内容として実施を想定している取組の記載をしていきます。数値目標として、重点取組方針の全体指標と主な取組の項目、柱立て一つひとつに対応する個別指標を掲載していく方向で考えております。

18ページをご覧ください。重点取組方針の1つ目、「(1)学力の向上」です。背景としましては、本県の全国学力・学習状況調査の結果から、子どもたちの学力の定着や向上に課題があること。そのため、学校・家庭・地域が一体となった取組をより一層推進していく必要があるということを書いております。

また、今後、必要な学力ということで、変化の激しい時代にあって、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する力や、実践に生かしていける力を、子どもたちに育むことが求められているということで背景を書いております。

「取組の方針」としては、1つ目が、教員の授業力の向上、2つ目として、学校、家庭、地域の連携を一層深め、子どもたちの学習意欲や学習習慣、生活習慣の確立に取り組むということ。3つ目として、子どもたちの思考力や感性を育むため、読書活動を推進していくということで、記述しております。

「主な取組内容」としまして、柱立てのみ説明をさせていただきますが、(1)が「授業力の向上」、(2)として「家庭・地域の教育力の向上」、(3)として「読書活動の推進」ということで、取組の柱を考えております。

「数値目標」としましては、全体指標が「全国学力・学習状況調査の結果からみた

学力の状況」ということで、具体的な項目については検討中で、まだ載せることはできておりませんが、今後考えていきたいと思っております。

「個別指標」につきましては、取組の（１）から（３）に対応した指標を、このように設定していきたいと考えております。

20ページをご覧ください。「（２）体力の向上と学校スポーツの推進」でございます。こちらにつきましても、背景については、本県を中心として全国高校総体が平成30年度に開催をされること、また、平成33年には三重県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されていること、それと合わせて、子どもたちが運動やスポーツに親しむことで体力を向上させるとともに、学校スポーツを推進する必要があるということで背景を記述しています。

「取組の方針」につきましては、1つ目が、子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう、学校の取組を推進すること、2つ目として、運動部活動が活性化するよう、指導者の指導力向上に取り組むこと、3つ目が、中学生・高校生の競技力の向上とともに、生涯を通じてスポーツに親しむ資質や能力を培うこと、4つ目として、大会への多様なかかわりをおして、スポーツへの関心が高まるよう取り組んでいくことを記述しています。

「主な取組内容」は、「子どもの体力向上」、「運動部活動の活性化と指導力向上」、「大規模大会の開催を契機とした学校スポーツの推進」を挙げております。

「数値目標」としては、全体指標として「全国大会での入賞者数」、個別指標としては、そこにあります3つを挙げております。（３）は現在検討中で、まだ指標が定まっておりません。

22ページをお願いします。「（３）グローバル人材の育成」です。「取組の背景」としまして、グローバル化が進む中で、子どもたちにはグローバルな視野を持つていくことが求められていること、教育面においても、英語教育の強化が図られてきていること、このような中で、本県の子どもたちに、郷土の文化に対する深い理解や、異文化理解の精神、主体性、積極性、豊かな語学力等を身に付けさせていく必要があるということとしています。

「取組の方針」としまして、自ら考え挑戦し、未来を切り拓いていく力である「主体性」を育むこと、2つ目として、異なる文化・伝統に立脚する人々とともに協働しながら共に成長していく「共育力」を育むこと、3つ目として、「英語」によりコミュニケーションを図り行動する「語学力」を育むこと、4つ目として、県内産業への関心を高めるとともに、三重県が誇る魅力や強みを、国内外へ発信しながら活躍する「意欲」を育むこととしています。

それに対応した「主な取組内容」としまして、「自ら考え判断し主体的に行動する力の育成」、「共に成長しながら新しい社会を創造する力の育成」、「外国語で積極的にコミュニケーションを図る力の育成」、「意欲をもって社会に参画し、未来を切り拓く力の育成」を挙げています。

「全体指標」として、「将来の夢や希望を持ち、失敗をおそれず挑戦する子どもたちの割合」を挙げています。「個別指標」につきましては、それぞれに対応した、そのような目標を挙げております。なお、グローバル人材の育成につきましては、「グ

ローバル三重教育プラン」と連動する形で、中身を記述しています。

24ページをお願いします。「(4) 特別支援教育の推進」ということで、「取組の背景」として、インクルーシブ教育を推進するとともに、一人ひとりのニーズに応じた学びの場において、子どもたちの自立と社会参加に向けた力を育む必要があることを記述しています。

「取組の方針」としまして、1つ目「早期からの一貫した支援を推進します。」、2つ目「生活年齢や障がいの状態等に応じた、キャリア教育を推進します。」、3つ目「特別支援学校の施設・設備の充実を図ります。」としています。

それに対応した「主な取組内容」として、「(1) 早期からの一貫した支援の推進」、「(2) 特別支援学校のキャリア教育の推進」、「(3) 特別支援学校の整備」を挙げています。

「数値目標」としては、「全体指標」が、「県立特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率」を挙げております。「個別指標」は、ご覧のとおりです。

26ページをお願いします。重点取組名「(5) 誰もが安心できる学び場づくり」ということで、「取組の背景」は、地震や風水害に備えて、子どもたちの命を守っていくため、防災教育・防災対策を一層充実していく必要があるということ。また、いじめ問題、貧困の連鎖などの課題を踏まえ、子どもたちが安心して学習できる環境を整える必要があるということを記述しています。

「取組の方針」として、防災教育・防災対策を推進し、子どもたちの安全の確保を図ること、2つ目として、学校施設の防災機能の強化を図ること、3つ目として、いじめや暴力を許さない子どもたちの育成と指導体制の確立を図ること、4つ目として、家庭の経済的な環境等で子どもの将来が左右されることのないよう、教育の機会均等等を図っていくということを記述しています。

「主な取組内容」として、「(1) 防災教育・防災対策の推進」、「(2) いじめ対策の推進」、「(3) 教育機会の均等」を挙げております。

「数値目標」としては、「全体指標」として、「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」を挙げています。

28ページをご覧ください。「第3章 基本施策」でございます。ここには「1 確かな学力と社会への参画力の育成」から、「2 豊かな心の育成」、「3 健やかな体の育成」、「4 安全で安心な教育環境づくり」、「5 信頼される学校づくり」、「6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護」ということで、6つの基本施策を設定しております。ここの記述につきましては、この基本施策にかかわる背景、基本施策にぶら下がっている施策の取組の内容等を記述しております。今後、この基本施策にかかわる方針や考え方を記述していきたいと考えております。

30ページは「第4章 施策」です。施策の検討はしておりますが、施策それぞれのシートは、まだできあがっておりませんので、この骨格案では、基本施策につながる29施策を並べ、施策体系として示しております。

31ページは、「第5章 ビジョンの実現に向けて」ということで、まず「1 教育ビジョンの周知」を挙げました。県民総参加でビジョンの取組を進めていくために、周知活動を推進していきます。ここについては、今後、加筆をしていく予定です。

「2 教育ビジョンの進行管理」ということで、毎年、数値目標の達成状況や進捗状況について自己評価し、その結果を、県議会をはじめ、総合教育会議、三重県教育改革推進会議等に報告し、意見をお聞きます。また、その会議等の意見を踏まえた取組の改善を行い、施策展開に生かすなど、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

【質疑】

委員長

次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定状況について報告をいただきましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

岩崎委員

計画案をまとめるまでは、あと1年ぐらいかかるということによろしいですね。その間に教育委員会制度が変わり、地方創生総合戦略の策定も一方ではあります。それとの整合性ということが書いてありますが、そこで大分中身も変わっていくことも考えられるのでしょうか。地方創生総合戦略との関係は、まだ分かりませんか。

教育改革推進監

具体的には分かりにくいですが、他にも、例えば各部局が策定する、いろんな計画がございます。健康福祉部をはじめ、教育にかかわる取組の施策を持つ部局もたくさんございますので、今後、そういう中の取組で関係するものについては、加筆をしていくことになると思います。今のイメージとしては、大きく変えるというより、そういう部分を加筆していく形で考えております。

岩崎委員

といいますのは、4ページのところで年齢3区分の将来推計が出ていますが、地方創生総合戦略は、これを最初にやらなければいけないわけですね。目標人口をきっちり定める、そういう話から始まると思いますが、そうした場合に、これはパーセンテージで示してあるのでよく分かりませんが、例えば東紀州と北勢は、パーセンテージはこのようなものですが、実数でいうと全然違います。特に年少人口は、がくっと減っていく。それをどれぐらいまで維持しようというのが創生戦略でしょう。それに伴って、これを維持するためには、学校はこれぐらい維持していかなければいけないという話が、多分出てくるのではないかと思います。そうすると、それはこちらのほうでの学校規模や学校数の話に合わせていかざるを得ないのかなと。多分4ページのところでパーセンテージが示してありますが、ここを多分、推計で詰めていくことになると思うので、それに伴って、次に言いたいことは、三重県全体の話なのか、北勢地域と東紀州地域は、大分状況が違うことは、どこまでここで、県計画として書けるんだろうかということに結びついていくのではないかと思います。これはこのような感じで、県全体でまず書いていくことになるのでしょうか。

教育改革推進監

基本的には、全体を見通した考え方で書いていかないと、個別の地域別になりますと、かなり細かくなってきますので、同じことでも地域で違うことが出てくると思います。大きな方向性としては、全体のことを中心に書く。ただ、活性化や高校の再編

などの記述等もどこかに入ってきますので、場合によっては、地域によってという記述が入ってくることは考えられます。

柏木委員

7ページの「ネット社会の進展」ということで、小学生と中学生のネットに関することが書いてありますが、これは全国学力・学習状況調査の結果から出ているとは思いますが、小中学校だけで良いのでしょうか。高校生が、この間もテレビの情報番組で、スマホの使用が8時間を超えているのが、さらにあるという話が出ている中で、抽出でもして、小中学校を載せるのであれば高校まで載せて、それで問題点を明らかにしていくほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

教育改革推進監

このグラフは調査の結果が出ているもので扱っていますが、施策の内容等については、当然高校生も含めて対応していくという形で、たまたまここには、小中学校のデータしかありませんが、一部、例として、このような状況があると。中身の取組を記述する際には、高校生においても、こういうことがあるのでという形で分かるような記述をしていきたいと考えております。うまくデータがあれば載せられればいいと思いますが、このために調査をすることも、なかなか難しからうと思えます。

岩崎委員

どうしてもこういう計画になりますと、例えば19ページの数値目標に目がいきます。それで「上がった」、「上がらない」、目標を「達成した」、「達成しなかった」というのが絶対議論になります。

21ページを見ていて、どう考えても全国大会での入賞者数が2回あるのはおかしいと思っていて、状況を示す指標と個別指標は、取組の内容それぞれに対応した指標がなければいけないと思っています。子どもの体力が、これでいうと「新体力テストにおける体力合計点」というのが全体指標になるのかと考えていたりして、そうになると、(1)に対応する指標を何か考えないといけないことにはなりますが、成果指標と活動指標は違うので、それはきっちり分けて、しかも望ましいのは、主な取組内容に対応した指標が、それぞれ一つずつあるのが一番美しいので、それをここへ置かれたほうが、よろしいのではないかと思います。

育成支援・社会教育担当次長

この点で申し上げたいのですが、この部分ですが、施策のほうでマクロ的なところを述べさせていただいています。ここにはアスリート系のオリンピック、国体、インターハイを目指して成果を求めていく形のを、ここで重点と置く形にしたために、今おっしゃった新体力テストは、むしろ下支えの部分で幅広く、特にここでは、上の重点的に取りにいきたい部分を、ここに挙げてきたという観点で考えて入賞者数を持ってきたわけです。再掲というのも、いろいろ検討をしている中で、取組内容の(2)のところ「運動部活動の活性化と指導力向上」というのが、最終的にはアスリートの最終到達目標への手段ですので、最終到達目標が全体指標の入賞者数にリンクしていくべきと考えて、今はこのような置き方をさせていただいています。

岩崎委員

新聞によると、18歳の選挙権の話が動きそうです。そうすると、それに対応して

市民教育の部分も入れておかないとまずいだらうと思っていて、それに対応するとすれば、22ページの(1)の③ぐらいの部分になるのでしょうか。市民教育としか言いようがない、政治教育とは言えませんね。

教育長

シチズンシップ、公共という言い方もあります。

岩崎委員

その言い方は難しいですが、今まで教育の部分で、シチズンシップはやっていないので。ただ、今後、この5年の計画では絶対必要になりますから、それは入れておく必要があるだろうと思います。

教育改革推進監

施策と重点取組をどう整理するかということの検討が必要ですが、今おっしゃったように、国が大きく動こうとしていることを重視して、重点取組に入れていくべきかどうかについては、これまでは子どもたちに今こういうことが特に課題になるからということで、重点取組を5つに絞ってきた経緯もありますので、広げてしまうと網羅的になってしまうという課題もあり、その場合には施策の中で、いずれかの施策にきちっとそういうことを、書いていかなければならないと考えております。

委員長

タイミング的には、ここへそれを盛り込むのは難しいということですね。

岩崎委員

厳しいから、施策レベルになるんですね。

教育長

そちらのほうがいいかも分かりませんね。重点取組のほうが。法律が通りそうなので。

岩崎委員

というふうには思うんですが。

教育長

逆に施策のほうが、もっと幅広に考えてもいいんじゃないか。重点ですから、市民教育というのを前面に打ち出したほうがいいのかも分かりませんね。どちらがどちらかというのは、これでは分かりませんが。選挙権が一番大きいですね。18歳に下げるといのは、これから少年法も変わっていくかも分かりませんし。

委員長

選挙権年齢が変わるのは、とても大きなことですね。

教育長

2年分、下がるわけですので。

委員長

私から1点だけ。総論的なことになりますが、ここの教育宣言、重点取組方針に異論を唱えるものではないですが、いろんなところで、これからは学校だけで抱え込むのではなく、地域とか、そういう文言がたくさん出てきていると思います。三位一体になってというような。この宣言をすることは、とても大切だと思います。学校現場には割と浸透しやすいことだろうと思いますが、地域や一般の方に理解や協力をして

いただこうと思うと、これのアピール力をどう持っていくかというのは、とても大切なように思います。これそのものに異論が出てくることはないと思いますが、インパクトを持ってもらうとか、与えるというあたりは、もう少し何か工夫があってもいいかなという気がします。読書習慣や全国学力・学習状況調査の問題でも、決して学校現場だけで解決できる問題ではないと思います。

たまたま昨日、インターンシップや職場体験の協力企業の感謝状授与がありました。企業が引くくめた一体体制が必要だろうと思います。まだ、その面では時間も若干あるかと思いますが、盛り込んでいただければと思います。

あとは、よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 第三次三重県子ども読書活動推進計画（最終案）について（公開）

（田中社会教育・文化財保護課長説明）

報告3 第三次三重県子ども読書活動推進計画（最終案）について

第三次三重県子ども読書活動推進計画（最終案）について、別紙のとおり報告する。
平成27年2月18日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

第三次三重県子ども読書活動推進計画（最終案）について、ご説明いたします。まず、このことにつきましては、昨年6月2日に開催されました教育委員会定例会におきまして、中間まとめ案として、ご報告をさせていただきました。今回は、改めて法律の規定を留め直したうえで、中間まとめ案の報告以降、最終案に向けた取組を、ご報告いたします。

まず、平成13年12月に子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されました。国は、これに基づき、概ね5年間の子どもの読書活動の推進に係る基本的な計画を策定いたしまして、国の囲みのところにございますように、第一次計画を平成14年8月から始めまして、第二次計画、第三次計画を平成25年5月から、概ね5年間で進めているところです。

一方、県におきましては、同法律に、国の計画を基本として県・市町村でも計画を策定するという努力義務の規定がございまして、三重県でも右側の囲みにございますように、第一次計画を平成16年3月に策定しまして、その後、第二次の計画を経まして、現在、平成27年4月からの概ね5年間の計画期間で第三次の計画を策定しているところです。

経緯の中ほどですが、中間まとめ案を6月18日の県議会教育警察常任委員会への報告の後、7月に中間まとめに対するパブリックコメント及び市町と県庁各部局への意見照会を実施したところです。また、教育委員会や健康福祉部、県立図書館などの関係者からなる庁内会議や読書活動に係る学識経験者、幼稚園、保育所、学校関係者、PTA関係者などからなる「三重県子ども読書活動推進会議」も開催し、意見交換を行ってきました。また、8月の全国学力・学習状況調査の結果を受け目標数値を見直し、10月の知事協議後、各市町教育委員会を訪問し調整を行ったところです。

「2 最終案の検討」ですが、「(1) 第二次計画の成果と課題」、「(2) 第三次計画の基本的な方針」、2ページの「(3) 三重県独自の取組方向と主な方策」につきましては、変更はございません。

「(4) 学校図書館法の改正を踏まえた変更」ですが、改正学校図書館法により、学校に学校司書を置くよう努めなければならないと規定されたことを踏まえ、本冊の21ページになりますが、一番上の「学校司書の配置の拡充」のところで新たに加筆しております。学校司書につきましては、パブリックコメントや教育警察常任委員会におきましても、配置の拡充のところで意見があったところです。

次に、「(5) 成果指標の見直しと、平成26年度全国学力・学習状況調査結果を受けた目標数値の変更」です。三重県では、「みえの学力向上県民運動」を平成24年度から展開しているところで、その柱の一つとして「読書活動の推進」を掲げております。読書を通した学びを重要な視点としていることから、第三次の数値目標につきましては、4ページをご覧ください。こちらのほうで読書の実態をより表す指標といたしまして、特に全国学力・学習状況調査の質問項目から4項目を成果指標として設定し、目標数値も原則、全国平均以上を目指すこととしています。

なお、平成26年8月には、平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果が出ましたので、改めてその結果に基づき数値を見直し、その上で各市町を訪問し、目標数値の達成に向け、推進体制の充実、取組依頼、優良事例の情報提供を行ったところです。市町からは、学校司書の配置につきましては、財政等の状況から短期的な改善は困難な市町があるものの、その他の目標数値について異論はありませんでした。

さらに、昨年の6月2日の教育委員会定例会におきまして、委員から電子書籍についてのご意見も頂戴したところです。こちらにつきましては、26ページの「(ク) その他」のところで記載をしております。電子書籍については、子どもの読書環境に大きな影響を及ぼす可能性もあるという認識の下、今後の推移については、十分留意する必要があるという加筆をしております。

なお、策定後の対応ですが、引き続き、市町教育委員会に対して、計画の普及・啓発を行うとともに、計画自体の未策定町が3町ございまして、その町に対しましては策定を、また、既に策定している市町に対しては、見直しを促すなど、必要な助言、情報提供を行ってまいります。

今後のスケジュールですが、3月10日の県議会教育警察常任委員会に報告しまして、3月23日の教育委員会定例会で議案として提出し、ご審議いただく予定となっております。

なお、本冊の45ページをご覧ください。こちらに第三次三重県子ども読書活動推進計画の概要を、図という形でお示ししております。家庭、地域、学校等が相互に連携・協力して社会全体で取組を推進していくという方針の下、それに対しまして県・市町が連携・協力の上、総合的な推進なり支援を行っていきたいと考えております。

【質疑】

委員長

第三次三重県子ども読書活動推進計画（最終案）についてですが、ご意見、ご質問

は、よろしいですか。

岩崎委員

これは最終案ですから、考え方だけお聞きしたいと思います。学校司書の配置の話は、交付税措置をしていると国は言うんですね。各市町は、その意味では司書を配置しなさいということになるんでしょうが、それでも、なおかつ最終的な指標は、小学校の場合で54.0%、中学校で63.0%ということになるんでしょうか。28ページの成果目標のところです。

社会教育・文化財保護課長

司書配置につきましては、委員からもお話がありましたとおり、市町において配置を行うということで、一方、国においても平成24年度から交付税措置という形で進められているところですが、一定、市町の判断の中で進められるものとなりますので、県としては学校司書の配置の推進を促すというところをお願いをしておりますが、最終的には市町の全体的な予算の中で判断いただくことになろうかと思っております。

育成支援・社会教育担当次長

補足をさせていただきますと、確かに交付税措置はされておまして、ですからお願いしますと、私どもも当然申し上げておりますが、工夫もありますので。今回、回らせていただいた中で、司書を一つの学校に置くのは効率的ではないと、元々2校に1人ぐらいの割合は想定されておりますが、交付税措置の検討として、公立図書館にいる司書の方で、公立図書館の蔵書も使いながら、各学校に提供していく仕組みができないかというのが、ようやく動き出してきております。それを大きな団体では難しいですが、小学校が7~8校ぐらいのところでは、やりやすいというのも耳にしておりますので、そのような取組をこれから各市町教育委員会に打ち込んでいきます。それによって、配置を専任で1人置くというのは現実問題的には、なかなか難しいかと思っておりますが、公立図書館からの支援活用をうまく使ってやっていただけないか、この辺を押し進めていきたいと考えております。

委員長

期待しております。私から1点ありますが、2ページの「(3)三重県独自の取組方向と主な方策」とありますが、ここの「三重県独自」とあえて謳うということは、①②両方共という意味ですか、どれが「三重県独自」なのか。

社会教育・文化財保護課長

基本的に今、①②の2つをもって、独自の取組方向ということで掲げております。

実際は本冊の4ページをご覧くださいますと、「各主体における主な方策」というところで、家庭、地域、学校において、それぞれ家庭ですと音読や朗読ですとか、地域においては、公立図書館を核として、産業振興、地域の課題を様々な主体が、相互に連携しながら解決し、いろんな体験講座なりお話し会、ブックトークを組み合わせたような活動を行っていくということです。

学校等ではビブリオバトル、これが国の計画においても、この第三次計画で初めてビブリオバトルの推奨も掲載されておまして、そういう意味では、子ども読書活動推進計画における取組としては、新しいという意味での独自性です。

育成支援・社会教育担当次長

お手元の資料の12ページをご覧ください。12ページに多気町立勢和図書館の取組を例示として挙げております。この勢和図書館の取組は、地域の特産物の大豆を使い、図書館とその地域の農業法人が、大豆をベースに豆腐を作る、大豆を育てる、それを利用して活用する、その基礎的な知識は図書館にある資料で勉強するというものです。このような体系を地域に根ざしたものとして取り入れていただきたい。このような視点を、言葉で表すとなかなかうまく言えなくて申し訳ないですが、ここに表した次第です。

委員長

強いて「三重県独自」というふうに、嫌な言い方をすれば、入れたいわけですね。

育成支援・社会教育担当次長

入れたいとの思いで、入れております。

委員長

私はあったほうがいいと思うんです。積極的であるとか、熱心にやっていることを訴える意味でも、三重県独自の施策があるほうがいいと思いますが、本当に言えるだけの中身があれば大いに言ってほしいし、特色も出してもらいたいという気持ちで質問しているんです。

育成支援・社会教育担当次長

国ベースの話では、そこまで深く触れておりませんので、具体の産業と、ここで言う地域というのは、公立図書館の役割を強めるという意図で出しております。図書館というのは、単に本を借りに行くだけではなく、そこが自ら打って出て、地域の文化なりを盛り上げる、あるいは産業を盛り上げる役割を担うべきというのが、私どもの努めとして、それで入れたいと思います。

委員長

よろしくをお願いします。良い事例をどこかの地域で作っていただいて、それが他の市町に普及していくことになれば、結果として三重県全体が他県と比べて特色のあることをやっているということになれば、大いに結構だと思いますので、この文言を入れるのは結構勇気が要ると思います。どれが特色ですかと質問する人も出てくると思いますので。

柏木委員

方策も、いろんな方策を立てられていて、これだけ一遍にやっていると、とても大変ではないかと思います。今、町から本屋さんが消えていくということで、子どもたちが本を手取る機会は、ものすごく減ってきていると思います。その中で一番身近で一番手取りやすいのが学校の図書室だと思います。これを見ると、学校図書館図書標準が全然だめですね。私はこういうところから力を入れて、重点的に、いっぱいありますが、いっぱいあって、どれが一番重点なのかよく分からないですね。その中でも、こういうことを重点的に市町に働きかけて、子どもたちが手に取れる場所に本がある。図書館は市町にあります。そこまで行くには親の力も要れば、交通の便もあり、いろんなことがあって子どもたちが行くことが難しい。その中で学校の本の数は、本当に図書を薦めていく上で一番大切だと思うので、みんなダラダラと書いていくの

ではなく、目玉的なことで進めていただければと、これを見て思いましたので
よろしくをお願いします。

社会教育・文化財保護課長

先ほど学校司書の充実ということもございましたが、20ページに小・中学校の「学
校図書館資料の整備・充実」のところで記載をしております。こちらの後段のところ
に、この学校図書館図書標準の達成を目指して地方交付税措置がなされているところ
で、国につきましても、学校司書の配置拡充、それから、図書館資料の充実につきま
しては、非常に力を入れております。

私どもは、それを踏まえて今回の策定に合わせて各市町を訪問させていただき、報
告の2ページをご覧くださいますと、「(6) 市町教育委員会との調整の結果」とい
うところで、私どもも司書配置なり図書標準につきましても、市町に対して強力で推
し進めていただくようお願いをして、こちらにも少し書かせていただいております
が、図書購入費の確保・拡大に努めるという、一定、市町に対しても成果が確認でき
たところですが、今後もこの計画策定後は、改めて各市町を訪問して、この計画の策
定なり、その中での特に司書の配置なり、あり方については、先ほど次長が申し上げ
たいろんな工夫のしようがあるかと思いますが、その点と図書購入の整備と合わせ
て、働きかけてまいりたいと考えております。

委員長

この最終案の1ページのところの真ん中あたり、「子どもと本をつなぐ」という、
この文章はとても良いと思います。子どもが本に親しむ原点は、楽しさから始まらな
いといけないと思いますが、良い文章だと思います。

それと、私のあくまでも個人的な感情で、読む習慣、読書習慣というのは、小さい
時につけないと、文字嫌いのままで大人になると、大人になってから本を読む習慣は、
なかなかつきにくいと思います。子どものうちにつけると、ある意味、勝手に面白さ
が分かった子は、どんどん薦められなくても自ら読書の世界に入っていくことがあ
る。子どものときに習慣をつけることは、いかに大切かと思いますが、それを特に大
人が育んでいこうということ、ここで言っていると思いますが。

社会教育・文化財保護課長

22ページで「幼稚園・保育所(園)及び認定こども園」のところで少し記載もし
ておりますが、乳幼児の段階から、絵本なり物語などに親しめる環境をつくる。例え
ば、ブックスタートと申しまして、保健センターで健診があるときに絵本などを渡し
て、保護者とお子さんが一緒に絵本に親しむことで、本の大切さや楽しめることを早
い時期から経験できるということも進めていかなければならないと考えております
し、そういったことを進めるためにも、まずは公立図書館における司書が、保健セン
ターや家庭と連携しながら、発達段階に応じた啓発をしていかなければならないと考
えております。

委員長

非常に大きいテーマですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

岩崎委員

資料編を見せていただいて、「県内公立図書館等一覧」を見ていて、いなべ市は、

確かこの4つの図書館を統合せざるを得ないという動きになっているはずです。津を見ていると、旧合併町村に全部の図書館を維持しています。なおかつ、右側を見ると、公民館に全部図書室があって、これをこれからもずっと維持し続けるかといったら、どう考えても無理みたいです。こういう公立図書館の公共施設の見直しの話につながっていきませんが、それ自体はしょうがない部分はどうしてもあります。

そういう中で、もう一つ変わっていくのが、小学校・中学校の図書室の役割だろうと思っていて、そうなると、先ほどの勢和図書館の話をご紹介いただきましたが、それがコミュニティ・スクールなどにつながっていきます。先ほどの図書館司書の話でいうと、私はよく言うのですが、司書資格を持って、本を扱ってみたいと思って、今それを持っているけども資格が眠っているお母さんは、地域にたくさんいらっしゃって、そういう人たちをつないでいくのはコミュニティ・スクールの切り口の一つとしての学校図書館しかないだろうと思います。

公立図書館は、残念ながら一つに集約していかざるを得ないのは確かなので、そうなると、それがコミュニティ・スクールとして地域で生きていくような仕組みを作っていく必要はあるし、これは幸いなことに、昨日、東京で小規模多機能自治の全国の連絡会が発足していますが、全国で140自治体が参加して、小規模多機能自治で県内では名張、伊賀、亀山が参加しています。それは、伊勢とかいろんところで小学校単位でまちづくり協議会を、ここにもありますが、つくっていく話になっていますので、それとうまくリンクしていくような今後の方向性が、実態的な話としてはあるだろうと思っていて、これはこれで当然いいですが、それが私は、先ほど委員長がおっしゃったような、三重県独自の子ども読書活動推進計画の実質を担っていくものになっていくんだろうと思ってお話を聞いていました。公立図書館をずっと維持できるでしょうか。

育成支援・社会教育担当次長

市町教育委員会の教育長と何人か私が直接お話をしている段階で、町レベルになると、合併したところは、全部はなかなかその形態では難しくなるだろうと。ですが、それはそれで、その地域の場所がありますので、今ご指摘をいただいて良いヒントを頂戴しましたので、地域で有資格者の方を学校のボランティアの中に組み込んで、それを指導するのが公立図書館の正式な司書である、このような仕組みは今ヒントを頂戴しました。なんとかできないか、これからの検討課題とさせていただきたいと思います。

委員長

ぜひよろしくをお願いします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第63号 平成26年度三重県一般会計補正予算(第10号)について (非公開)

予算経理課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告2 訴訟事件の判決の確定について（非公開）

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。